

# 社団法人建設荷役車両安全技術協会定款

制 定	53.12.20
一部改正	3. 8.22
全面改正	10.10. 6
一部改正	23. 9.30

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人建設荷役車両安全技術協会（英文名 Safety Association of Construction and Loading Vehicles。略称「S A C L」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、建設荷役車両（荷役運搬機械及び建設機械をいう。以下同じ。）の検査業、整備業等の健全な進歩発展と近代化を図るとともに、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 定期点検整備の推進及び普及に関すること。

(2) 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 4 5 条に規定する定期自主検査に係る自主基準の設定、改善及び普及に関すること。

(3) 検査業及び整備業の振興に関する施策の研究及び推進に関すること。

- (4) 検査・整備基準の設定及び技術の改善に関すること。
- (5) 検査・整備設備の改善及び近代化に関すること。
- (6) 検査者、整備者その他の要員の養成及び安全衛生教育に関すること。
- (7) 検査・整備済標章の発行及び管理に関すること。
- (8) 検査・整備に関する調査研究、統計の作成及び資料の収集並びにこれらの普及に関すること。
- (9) 関係官庁及び会員相互の連絡及び調整に関すること。
- (10) 会報及び図書刊行に関すること。
- (11) その他本会の目的達成のために必要とする事項に関すること。

(会員名簿)

第5条 本会に会員名簿を備える。

2 会員名簿には、会員の氏名又は名称、住所その他必要とする事項を記載する。

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、民法上の社員とする。

(1) 正会員は、次に掲げる者であって、本会の目的に賛同して入会する個人又は団体

イ 労働安全衛生法第54条の3第1項の登録を受けた検査業者

ロ 建設荷役車両の製造業者、部品製造業者、販売業者及び整備業者

ハ 建設荷役車両の保有・管理をする事業者

ニ 建設荷役車両の貸与者

ホ 建設荷役車両の作業場を統括管理する事業者

(2) 賛助会員は、前号に規定する以外のものであって、本会の目的に賛同して入会するもの。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、

理事会の承認を得なければならない。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退 会）

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
  - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 団体が解散し又は破産したとき。
  - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

（除 名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に

対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員、顧問及び参与

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上45人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、2人を常務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を経済産業大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を分担処理する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行うほか、総会及び理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬)

第17条 役員については、理事会の同意を得て、勤務実態に応じた報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第18条 会長は、本会の目的を達成するため必要があると認められるときは、理事会の議決を得て、顧問及び参与をそれぞれ5人を限度として委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。
- 3 参与は、会長が委嘱した事項を処理する。
- 4 顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会 議

(種 別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。
- 3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に附議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 2 2 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第 2 3 条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4 前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 3 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 2 4 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 2 2 条第 2 項第 3 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 2 5 条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第26条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第23条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 建設荷役車両安全技術協会から承継した資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度開始後2月以内に総会の議決を得なければならない。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に主務大臣に提出しなければならない。

4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに主務大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第34条 本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後2月以内に総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に主務大臣に提出しなければならない。

(収支差額の処分)

第35条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第36条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

## 第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

## 第 7 章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第 40 条 本会は、その主たる事務所に、民法第 51 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(運営幹事会及び委員会)

第 41 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため運営幹事会及び委員会を設けることができる。

2 運営幹事会は、理事会の議決を要する事項を審議する。

- 3 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 4 運営幹事会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第42条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成10年10月6日）から施行する。
- 2 この変更規定は、主務大臣の認可のあった日（平成23年9月30日）から施行する。